

# 専門研修病院見学支援事業実施要領

## 1. 目的

県内外の臨床研修医に対し、専攻医を受け入れる県内の専門研修病院を見学にもらうことで、島根の医療に関心を持ち、県内で研修を行う専攻医を確保するため、専門研修病院の見学に係る旅費を予算の範囲で助成する。

## 2. 助成対象者

臨床研修医(臨床研修を修了した者であって、専攻医登録をする予定の者を含む。)

## 3. 助成内容

- (1) 研修医等が、県内の専門研修病院等(基幹施設に限る)の見学に要した旅費を定額で助成する。
- (2) 助成額は、別紙助成金額表に基づき、病院見学の行程上必要と認められる交通費及び宿泊費とする。  
(ただし、1人につき2回/年度を限度とする。)

## 4. 事業の流れ

- ① 助成金の交付を希望する者は、各基幹施設との見学日程等の調整を行った後、見学の2週間前までにしまね地域医療支援センター(以下「支援センター」という。)に「専門研修病院見学支援事業助成申請書」をEメールにて提出するものとする。
- ② 助成金の交付を希望する者は、病院見学の実施後、2週間以内に「専門研修病院見学支援事業報告書」を支援センターに提出するものとする。
- ③ 支援センターは、上記の報告書等を確認後、指定の銀行口座へ助成金を振り込むものとする。

## 5. その他

- (1) 助成金の交付を受けた者は、支援センターが行うアンケートの協力を努めることとする。
- (2) この事業の実施に関し、この要領に定めのない事項については、必要の都度、別途定めるものとする。

附則 この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附則 改正後の要領は、令和8年4月1日から適用する。

(別紙)所在地別交通費助成金額表

県外(\*鳥取県を除く)

区分	住居地	助成額
中国	岡山 広島 山口	10,000 円
四国	徳島 香川 愛媛 高知	15,000 円
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、三重県	20,000 円
その他	北海道 東北地方 関東地方 中部地方 九州地方 沖縄	30,000 円

島根県、鳥取県

区分	助成額
勤務先から隣接する圏域間の移動	2,000 円
勤務先から100キロ未満の移動	7,000 円
勤務先から100キロ以上の移動	10,000 円

(注)宿泊費は、1泊9,800円とし2泊までを限度とする。

自宅等に宿泊した場合は、対象外とする。